

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類

(吸収分割に関する事前備置書類)

2024 年 10 月 20 日

株式会社売れるネット広告社

2024 年 10 月 20 日

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示書類)

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号
株式会社売れるネット広告社
代表取締役社長 CEO 加藤公一レオ

株式会社売れるネット広告社（以下「**㈱売れるネット広告社**」といいます。）及び売れるネット広告社株式会社（以下「**売れるネット広告社㈱**」といいます。）は、2024 年 10 月 20 日付吸収分割契約を締結し、**㈱売れるネット広告社**を吸収分割会社、売れるネット広告社**㈱**を吸収分割承継会社として、**㈱売れるネット広告社**のクラウドサービス及びマーケティング支援サービスの提供、それに関して有する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の一部を、2025 年 1 月 1 日を効力発生日として、売れるネット広告社**㈱**に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」といいます。）を行うこととしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

- 1 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1 に記載のとおり。
- 2 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
売れるネット広告社**㈱**は、**㈱売れるネット広告社**に対し、本吸収分割に際し、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務の対価を支払いませんが、**㈱売れるネット広告社**は売れるネット広告社**㈱**の完全親会社であり、グループ内再編であるため、かかる取扱い相当と判断しております。
- 3 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。
- 4 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
- 5 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表（同号イ）
別紙 2 に記載のとおり。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
(同号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同号ハ)

該当事項はありません。

6 吸収分割会社についての次に掲げる事項 (会社法施行規則第 183 条第 5 号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務 (吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。) の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(1) 吸収分割会社

㈱売れるネット広告社の 2024 年 7 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,428 百万円及び 735 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割によって、㈱売れるネット広告社が売れるネット広告社㈱に対して承継させる予定の資産は 254 百万円であり、負債は承継いたしません。

また、本吸収分割後における㈱売れるネット広告社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について問題はなく、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後における㈱売れるネット広告社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

(2) 吸収分割承継会社

㈱売れるネット広告社の成立の日 (2024 年 10 月 10 日) 時点の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1 百万円及び 0 円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割によって、㈱売れるネット広告社が売れるネット広告社㈱に対して承継させる予定の資産は 254 百万円であり、負債は承継いたしません。

そのため、本吸収分割の効力発生後の売れるネット広告社㈱は、債務超過となる見込みです。もっとも、売れるネット広告社㈱は、現時点では負債を負っておらず、本吸収分割によって売れるネット広告社㈱が承継する負債に関しては金銭的な支出が予定されておりません。また、本吸収分割後における売れるネット広告社㈱の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について問題はなく、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後における売れるネット広告社株の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8 上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することとします。

以上

吸収分割契約書（写）

株式会社売れるネット広告社（以下「分割会社」という。）と売れるネット広告社株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社の事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割に関し、2024年10月20日（以下「本件契約締結日」という。）、本件吸収分割契約（以下「本件契約」という。）を次のように締結する。

第1条 吸収分割

分割会社は、承継会社に対して、分割会社が運営するインターネット広告に関連する事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を吸収分割の方法により承継させ、承継会社は分割会社からこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第2条 商号及び住所

本件分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（分割会社）

商号：株式会社売れるネット広告社

住所：福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

(2) 吸収分割承継会社（承継会社）

商号：売れるネット広告社株式会社

住所：福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

第3条 承継の対象となる権利義務

- 1 分割会社は、承継会社に対し、本件分割により、分割会社が運営するインターネット広告に関連する事業にかかる権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継させ、承継会社は分割会社より承継対象権利義務を承継する。本件分割に分割会社から承継会社に承継される承継対象権利義務の内容は本条第2項ないし第5項に記載のとおりとする。
- 2 分割会社は、本件クロージング日をもって、本件クロージング日現在において分割会社が本件事業に関連して保有している以下の資産（以下「承継対象資産」という。）にかかる所有権、知的財産権その他一切の権利を承継会社に移転する。なお、承継対象資産に契約内容との不適合があった場合でも分割会社は承継会社に対して責任を負わな

い。

- (1) 流動資産：現金及び預金、売掛金、その他
- (2) 固定資産：建物、ソフトウェア、関係会社株式、その他
- (3) 知的財産権：特許、商標、その他
- (4) その他資産：その他分割会社が本件事業のみに関して有する一切の資産

3 分割会社は、本件クロージング日をもって、本件クロージング日現在において分割会社が本件事業に関連して契約当事者となっている以下の契約（以下「承継対象契約」という。）にかかる契約上の地位を承継会社に移転する。ただし、かかる契約上の地位の移転に関して当該承継対象契約の相手方当事者から異議の申し出がなかった場合または書面により承諾を得られたことを条件とする。

- (1) クラウドサービス事業に関する契約
- (2) マーケティング支援事業に関する契約
- (3) その他本件事業のみに関する一切の契約（ただし、次条に定める従業員との間の契約を除く。）

4 分割会社は、本件クロージング日をもって、以下に該当する従業員（以下「承継対象従業員」という。）のうち、本件クロージング日現在において分割会社に雇用されている従業員との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継会社に移転する。ただし、かかる移転に関して当該雇用契約の相手方当事者が書面により承諾することを条件とする。

- (1) クラウドサービス事業に従事する従業員
- (2) マーケティング支援事業に従事する従業員
- (3) クラウドサービス及びマーケティング支援事業に付随する業務に従事する従業員

5 承継会社は、本件クロージング日をもって、本件クロージング日現在において分割会社が負っている以下に規定する債務（以下「承継対象債務」という。）を分割会社から免責的に引き受ける。

- (1) 流動負債：買掛金、未払金、未払費用、その他
- (2) 固定負債：長期借入金、長期未払金、その他

第4条 分割対価

本件分割に際して、承継会社から分割会社に何らの対価も支払われない（以下「分割対価」という。）

第5条 クロージング

本件分割の効力発生日は2025年1月1日（以下「本件クロージング日」という。）とする。ただし、分割会社及び承継会社は、協議の上、書面による合意により、これを変更することができる。

第6条 前提条件

承継会社及び分割会社は、以下の事項が全て充足されていることを条件として、本件クロージング日に、本件分割を行う。

- (1) 分割会社及び承継会社が本件クロージング日までに本件契約に基づき履行または遵守すべき義務を全て履行し、かつ遵守していること
- (2) 分割会社及び承継会社において法律、政令、規則、通達、命令、条例、ガイドラインその他の規制（日本のものか、外国のものかを問わない。）（以下「法令等」という。）及び定款その他の内部規則（以下「内部規則」という。）に基づき本件分割の実行に必要とされる手続を全て完了していること

第7条 分割会社の表明及び保証

分割会社は、承継会社に対し、本件契約締結日及び本件クロージング日において（ただし、時点を明記しているものについては当該時点において。）、以下に記載される事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 設立及び存続

分割会社は、日本法に基づき適法に設立され、かつ、有効に存続する株式会社であって、現在従事している事業を行い、かつ、本件契約の締結及び履行のために必要な権利能力及び行為能力を有する。

(2) 本件契約締結権限

分割会社による本件契約の締結及び履行は、分割会社の目的の範囲内の行為であり、分割会社は本件契約の締結及び履行につき、法令等及び分割会社の内部規則において必要とされる一切の手続を履践している。

(3) 本件契約の有効性及び執行可能性

本件契約は、分割会社によって適法に締結されており、その締結により分割会社の有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、かかる義務が本件契約の各条項に従って執行可能である。

(4) 法令等との抵触の不存在

分割会社による本件契約の締結及び履行は、①分割会社に適用ある一切の法令等に違反するものではなく、②分割会社の内部規則に違反するものではなく、③分割会社を当事者とする契約、約束、取決めその他の合意（書面によるか口頭によるかを問わない。）（以下総称して「契約等」という。）の違反事由、債務不履行事由、解除・解約・取消・終了事由または期限の利益喪失事由（以下総称して「債務不履行事由等」という。）を構成するものではなく、かつ④司法・行政機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、認可、通達、行政指導その他の判断（以下「司法・行政機関の判断」という。）に反するものではない。

(5) 本件契約の締結等に必要な許認可等の取得

分割会社は、本件クロージング日において、本件契約の締結及び履行のために行うことが必要な司法・行政機関その他の第三者の免許、許可、登録、承諾、同意、届出、公的資格等（以下「許認可等」という。）またはかかる司法・行政機関その他の第三者に対する通知その他法令等上の手続を、全て適法かつ適正に履践済みである。

第8条 承継会社の表明・保証

承継会社は、分割会社に対し、本件契約締結日及び本件クロージング日において（ただし、時点を明記しているものについては当該時点において。）、以下に記載される事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 設立及び存続

承継会社は、日本法に基づき適法に設立され、かつ、有効に存続する株式会社であって、現在従事している事業を行い、かつ、本件契約の締結及び履行のために必要な権利能力及び行為能力を有する。

(2) 本件契約の締結及び履行

承継会社による本件契約の締結及び履行は、承継会社の目的の範囲内の行為であり、承継会社は本件契約の締結及び履行につき、法令等及び承継会社の内部規則において必要とされる一切の手続を履践している。

(3) 本件契約の有効性及び執行可能性

本件契約は、承継会社によって適法に締結されており、その締結により承継会社の有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、かかる義務が本件契約の各条項に従って執行可能である。

(4) 法令等の抵触の不存在

承継会社による本件契約の締結及び履行は、①承継会社に対して適用ある一切の法

令等に反するものではなく、②承継会社の定款その他の内部規則に違反するものではなく、③承継会社を当事者とする契約等の債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ④司法・行政機関の判断に反するものではない。

(5) 許認可等の取得

本件クロージング日において、承継会社は、本件契約の締結及び履行のために行うことが必要な司法・行政機関その他の第三者の許認可等またはかかる司法・行政機関その他の第三者に対する通知その他法令等上の手続を、全て適法に履践済みである。

第9条 解除

- 1 分割会社及び承継会社は、書面による合意を行うことにより、クロージング日前に限り、本件契約を解除することができる。
- 2 本件契約の解除にかかわらず、本条、第10条（補償等）及び第15条（管轄）の規定は、引き続きその効力を有する。

第10条 補償等

分割会社及び承継会社は、本件契約中で行った表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、または本件契約に規定された義務のいずれかに違反したことによって相手方に損害、損失、費用等（以下「損害等」という。）が生じた場合、相手方に対して、当該損害等を賠償、補填または補償（以下「補償等」という。）する。

第11条 譲渡禁止

分割会社及び承継会社は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本件契約上の地位を移転し、または本件契約に基づく自己の権利義務（債権債務も含む。）の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、もしくは担保設定その他の方法により移転してはならない。

第12条 費用

本件契約に別途定める場合を除いて、本件契約の締結及び履行にかかる費用については、別途協議の上決定する。

第13条 協議

本件契約に関し、当事者間に紛争が生じた場合には、当事者は誠実に協議し、解決に

努めるものとする。

第 14 条 完全合意

本件契約は、本件契約締結時における分割会社承継会社の合意の全てであり、本件契約締結以前における分割会社承継会社間の明示または黙示の合意、協議、申し入れ、各種資料等は、本件契約の内容と相違する場合には、効力を有しない。

第 15 条 管轄

本件契約に関して生じる一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本件契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 10 月 20 日

分割会社：福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号
株式会社売れるネット広告社
代表取締役 加藤公一レオ

承継会社：福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号
売れるネット広告社株式会社
代表取締役 加藤公一レオ

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産及び負債は、本効力発生日の前日の終了時における以下の資産及び負債とする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

- ① 本事業にのみ属する前払費用、繰延資産
- ② 本事業に属する、甲の運用するクラウドサービス及びマーケティング支援サービスに基づく請求権

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
なし
- ② 無形固定資産
 - (i) 本事業にのみ属する顧客台帳及び顧客情報その他の書類、記録及び情報
 - (ii) 本事業にのみ属するソフトウェア

2. 承継する負債

(1) 流動負債

なし

(2) 固定負債

なし

3. 契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

(1) 雇用契約

なし

(2) その他の契約

本事業に属する売買に関する契約、業務委託に関する契約、著作物使用許諾契約、その他一切の契約（雇用契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち法令上承継可能なもの。但し、(i) 当該契約上、本吸収分割による契約上の地位及び権利義務の移転につき当該契約の相手方の承諾が必要となるものについては、本効力発生日の前日までに当該承諾が得られなかったもの並びに(ii) 甲と乙が、本事業以外の事業にも属する契約として本吸収分割による承継の対象から除外することに別途合意したものを除く。

4. 許認可

本事業にのみ属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継が可

能なもの

以上

別紙 2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1 百万円	株主資本	1 百万円
		資本金	1 百万円
資産合計	1 百万円	負債・純資産合計	1 百万円